

## NSRにゆーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

## 高年齢者雇用安定法改正に伴い 高年齢者の雇用確保措置が変わります ~平成25年4月より~

平成25年4月1日より施行される改正高年齢雇用安定法では、従来認められてきた「労使協定に定める基準により継続雇用制度の対象者を限定できる」という仕組みが廃止されることになりました。

つまり、定年に達した労働者が引き続き就労することを希望すれば、希望者全員を65歳まで継続雇用することが義務づけられます。ただし、報酬比例部分の厚生年金の受給開始年齢に達した以降の者を対象に、すでに労使協定で定めている継続雇用基準を引き続き利用できる経過措置（12年間）が設けられています。

また、この改正は、定年を65歳まで引き上げることを義務づけるものではありません。

### 経過措置のイメージ図

対象労働者の 生年月日	H25 4/1	H28 4/1	H31 4/1	H34 4/1	H37 4/1
S28. 4. 2~ S30. 4. 1		61歳	→ この年齢に達して以降は、継続雇用制度の対象者基準を利用できる		
S30. 4. 2~ S32. 4. 1	希望者全員を 継続雇用する 義務あり		62歳	同上	
S32. 4. 2~ S34. 4. 1			63歳	同上	
S34. 4. 2~ S36. 4. 1			64歳	同上	

### 【改正法のその他の内容について】

- (1)定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、一定の要件を満たすグループ内の他の会社（子会社や関連会社など）まで広げることができるようになります。
- (2)高年齢者雇用確保措置（定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止のいずれか）を実施していない企業に対して、労働局、ハローワークより指導・勧告が行われ、違反が是正されない場合は企業名が公表されることがあります。
- (3)業務の遂行に堪えない人をどのように取り扱うかなど詳細については、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定により示されます。

参考 厚生労働省HP

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/koureisha/topics/dl/tp0903-gaiyou.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/dl/tp0903-gaiyou.pdf)